

等級

4

パラマウントの
「ハウスロンeキューズ」で
省エネ住宅へ



の家づくり

省エネ住宅に、違いはあるの？

p.2

断熱材の推奨ラインアップ

p.4

開口部の建具とガラスの組み合わせ例

p.6

各制度のご紹介

p.7

ハウスロンeキューズの紹介 (型式認定)

p.12



パラマウント硝子工業株式会社

省エネ住宅に、違いはあるの？

等級4は

いっぱいメリットがあるんだってさ。

長期優良住宅で

住宅ローン減税が受けられるよ！

住宅省エネラベリング制度で

資産価値アップだね。

住宅支援機構の
フラット35Sなら、
金利の優遇が受けられるんだって。

住宅版エコポイント制度

はじまったよね。
うちはもらえるのかなあ。

等級4ならメリットがいっぱい！

住宅産業は、環境問題から省エネルギー法改正や長期優良住宅普及促進法、住宅瑕疵担保履行法など新法制定、あるいは税制優遇制度、省エネラベリング制度、住宅版エコポイント制度など新制度のスタートにより複雑な様相を呈してきております。それら全てに共通する課題は、これからの住宅では省エネルギー対策等級4（次世代基準）が望まれ普及させることにあります。そこでパラマウントでは、等級4の家づくりとしてハウスロンキューズをおすすめいたします。

省エネ住宅は等級4

.....：エコポイントの対象となる省エネ性能レベル

住宅性能表示制度 p.7	省エネ法		長期優良住宅 p.9	フラット35S p.8	住宅版エコポイント p.11
	住宅省エネラベル指針 (告示)※1	住宅事業建築主の 判断基準(告示)※2			高効率給湯器 太陽光発電 等 (トップランナー基準)
等級4		平成11年基準※3,4 (次世代省エネ基準)	省エネルギー性	省エネルギー性	(省エネ基準)
等級3		平成4年基準 (新省エネ基準)			
等級2		昭和55年基準 (旧省エネ基準)			
等級1					

等級4なら全て
対応します。

非木造・木造 木造のみ

【省エネ性能基準関連】

※1 住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要なとされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針(平成21年国土交通省告示第634号)

※2 特定住宅に必要なとされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号)

※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)

※4 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)

【長期優良住宅関連】

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省告示第3号)

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)

【住宅性能表示制度関連】

日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)

等級4に必要な断熱性能

等級4に要求される断熱性能は、平成11年の省エネ基準(次世代基準)です。この省エネ基準には、性能規定と仕様規定があり、一般的に多く用いられているのは、仕様規定です。仕様規定は、施工部位や建設地域別、工法別に断熱材の必要な熱抵抗値が定められています。断熱材の組み合わせはP.4をご覧ください。

等級4に必要な性能

部位 (充填断熱工法)		熱抵抗値の基準値(m ² ・K/W)											
		木造軸組構法の住宅						枠組壁工法の住宅					
地域の区分		I	II	III	IV	V	VI	I	II	III	IV	V	VI
屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	—	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	—
	その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	—	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	—
土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	—	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	—
	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	—	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	—
開口部の熱貫流率[W/(m ² ・K)]		2.33		3.49		4.65		6.51		2.33		3.49	
開口部の夏期日射侵入率	真北 ±30度の方位	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55	0.60	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55	0.60
	上記以外の方位	0.52	0.52	0.45	0.45	0.45	0.40	0.52	0.52	0.45	0.45	0.45	0.40

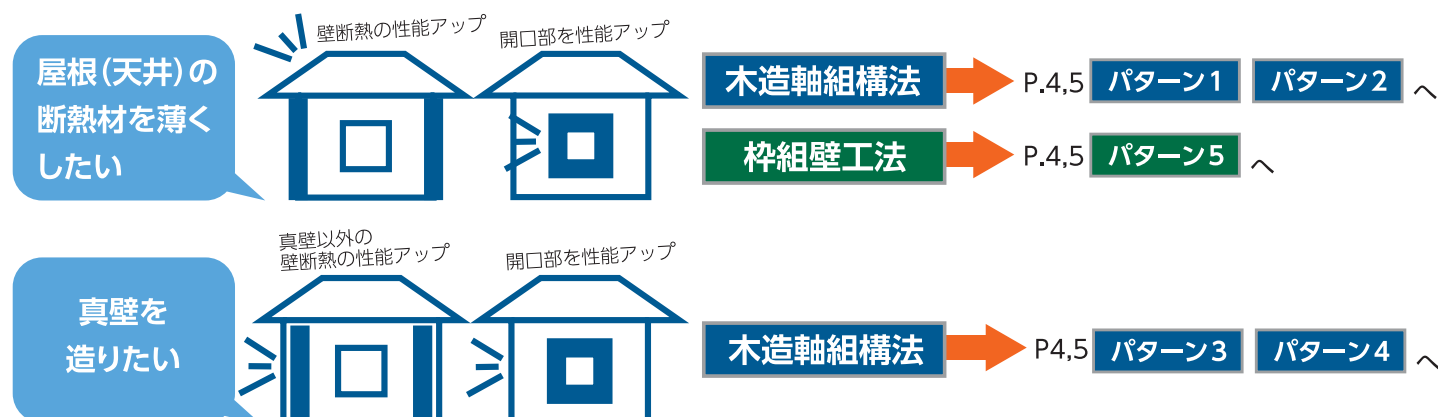
※建具の組み合わせによる場合は、P.6「開口部の建具とガラスの組み合わせ例」をご参照ください。

等級4のポイント1 改正H11基準

- 4m以下の玄関・勝手口の土間床は断熱材の施工を省略することができます。ただし、基礎と土台の間は気密パッキングが必要です。
- 断熱化されているユニットバスは、下部の基礎まわりの断熱材の施工を省略することができます。その取合い部に気流止めを設置し、かつ床下換気を確保する必要があります。
- 外気に接する床が延床面積の5%以下の場合は、一般の床と同じ断熱厚にすることができます。
- 延床面積の2%以下の開口部(窓等)については、断熱基準の適用外にすることができます。
- 延床面積の4%以下の開口部(窓等)については、日射遮蔽基準の適用外にすることができます。ただし、直達光が入る天窓を除きます。

等級4のポイント2 必要な断熱材

仕様規定のトレードオフ規定を活用することで、断熱バリエーションが増え、設計の自由度が増しました。ある部位の断熱を強化することで、他の部位の断熱性能を軽減することができます。



屋根及び天井断熱を軽減する

〈パターン〉 1 	壁の断熱性能アップ。 屋根、天井及び壁の断熱材はR2.8-105mm、1種類でOK。			
	地域区分	屋根	天井	壁
	Ⅱ	ハウスロンeキューズ (EQS) R 2.8 105mm		
	Ⅲ			
	Ⅳ			
	Ⅴ			

〈パターン〉 2 	開口部の断熱性能アップ。 屋根、天井及び壁の断熱材はR2.3-105mm、1種類でOK。			
	地域区分	屋根	天井	壁
	Ⅲ	ハウスロンeキューズ (EQL) R 2.3 105mm		
	Ⅳ			
	Ⅴ			

真壁を造る

3



〈パターン〉

3

真壁以外の壁の断熱性能アップ。真壁の断熱材に16K-50mm、その他の壁の断熱材にR2.8-105mm。 外壁面積の11%まで真壁を造ることができます。				
地域区分	屋根	天井	大壁	真壁
Ⅲ	フルカットサン 16KHG 180mm	ハウスロン 10K 200mm	ハウスロンeキューズ (EQS) R 2.8 105mm	ハウス 16K
Ⅳ				
Ⅴ				

4



〈パターン〉

4

開口部の断熱性能アップ。真壁の断熱材に16K-50mm、その他の壁の断熱材にR2.3-105mm。 外壁面積の30%まで真壁を造ることができます。				
地域区分	屋根	天井	大壁	真壁
Ⅲ	フルカットサン 16KHG 180mm	ハウスロン 10K 200mm	ハウスロンeキューズ (EQL) R 2.3 105mm	ハウス 16K
Ⅳ				
Ⅴ				

枠組壁工法

屋根及び天井断熱を軽減する

〈パターン〉 5 	開口部の断熱性能アップ。屋根、天井及び壁の断熱材はR2.4-90mm、1種類でOK。			
	地域区分	屋根	天井	壁
	Ⅲ	ハウスロンeキューズ (EQS) R 2.4 90mm		
	Ⅳ			
	Ⅴ			

	その他の床	外気に接する床	開口部	
			熱貫流率	建具とガラスの組み合わせ例
	ハウスボード床 32K 80mm+42mm	ハウスロンeキューズ(EQS) R2.8 105mm+105mm※	2.33	Ⅱ
	ハウスボード床 32K 80mm	露断 204 プレミア 32K 80mm+45mm	3.49	Ⅲ
			4.65	Ⅳ
			4.65	Ⅴ
	その他の床	外気に接する床	開口部	
			熱貫流率	建具とガラスの組み合わせ例
	ハウスボード床 32K 80mm	露断 204 プレミア 32K 80mm+45mm	2.91	トレードⅢ
			4.07	トレードⅣ
			4.07	トレードⅤ

※2層施工の屋外側の商品は、外被材をはがして施工して下さい。

壁	その他の床	外気に接する床	開口部	
			熱貫流率	建具とガラスの組み合わせ例
ロン 50mm	ハウスボード床 32K 80mm	露断 204 プレミア 32K 80mm+45mm	3.49	Ⅲ
			4.65	Ⅳ
			4.65	Ⅴ
壁	その他の床	外気に接する床	開口部	
			熱貫流率	建具とガラスの組み合わせ例
ロン 50mm	ハウスボード床 32K 80mm	露断 204 プレミア 32K 80mm+45mm	2.33	Ⅱ ※
			3.49	Ⅲ
			3.49	Ⅳ

※真北±30度以外の方位には、レースカーテンが必要です。

	その他の床	外気に接する床	開口部	
			熱貫流率	建具とガラスの組み合わせ例
	露断 204 プレミア 32K 80mm	露断 204 プレミア 32K 80mm+45mm	2.91	トレードⅢ
			4.07	トレードⅣ
			4.07	トレードⅤ

開口部の組み合わせ例

開口部の建具とガラスの組み合わせ例

仕様規定

パターン1

パターン3

パターン4

地域	建具の種類又はその組み合わせ		代表的なガラスの仕様例	方位	日射遮蔽物	ガラス部分の日射侵入率
Ⅰ、Ⅱ	窓、引戸又は框ドア	木製又はプラスチック製	低放射複層ガラス (A12)	全方位		0.63
		木又はプラスチックと金属との複合材料製	低放射複層ガラス (A12)	全方位		0.63
	ドア	木製建具で扉が断熱積層構造であるもの				
		金属製熱遮断構造、もしくは木又はプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造の扉で構成されるもの				
Ⅲ	窓、引戸又は框ドア	木製又はプラスチック製	複層ガラス (A6)	全方位	レースカーテン	0.52
			遮熱複層ガラス (A12) (熱線吸収タイプ)	全方位		0.57
			低放射複層ガラス (A6)	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.62 0.47
		金属製熱遮断構造、もしくは木又はプラスチックと金属との複合材料製	複層ガラス (A6)	全方位	レースカーテン	0.52
			遮熱複層ガラス (A6) (熱線吸収タイプ)	全方位		0.57
			低放射複層ガラス (A6)	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.62 0.47
	ドア又は引戸	木製建具で扉が断熱積層構造であるもの				
		金属製熱遮断構造、もしくは木又はプラスチックと金属との複合材料製の枠及び断熱フラッシュ構造の扉で構成されるもの				
Ⅳ、Ⅴ	窓、引戸又は框ドア	材質は問わない	複層ガラス (A6)	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.52
			低放射複層ガラス (A6)	全方位	内付ブラインド	0.44
			遮熱低放射複層ガラス (A6)	全方位	レースカーテン	0.47
	ドア	扉が木製、金属製熱遮断構造/パネル、フラッシュ構造	遮熱低放射複層ガラス (A6)	全方位		0.43
Ⅵ	窓、引戸又は框ドア	材質は問わない	熱線反射2種	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.48
			低放射複層ガラス (A6)	真北±30度 上記以外		0.38
			低放射複層ガラス (A6)	真北±30度 上記以外		0.62
			遮熱低放射複層ガラス (A6)	全方位		0.43

※Ⅲ地域においてⅡ地域仕様の建具を使用する場合、日射侵入率はⅢ地域の性能を満たす必要があります。
 ※Ⅳ、Ⅴ地域において、Ⅲ地域仕様の建具を使用する場合、日射侵入率もⅢ地域について定める仕様になります。
 ※日射遮蔽物の空欄は、対策の必要はありません。

トレードオフ規定で開口部を性能アップする場合の組み合わせ例

仕様規定

パターン2

パターン5

地域	建具の種類又はその組み合わせ		代表的なガラスの仕様例	方位	日射遮蔽物	ガラス部分の日射侵入率
Ⅲ	窓、引戸又は框ドア	木製又はプラスチック製	複層ガラス (A12)	全方位	レースカーテン	0.52
			遮熱複層ガラス (A12) (熱線吸収タイプ)	全方位		0.57
			低放射複層ガラス (A12)	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.63 0.48
		金属製熱遮断構造	低放射複層ガラス (A12)	真北±30度 上記以外	レースカーテン	0.63 0.48
			遮熱低放射複層ガラス (A12)	全方位		0.42
	ドア	木製断熱積層構造又は金属製高断熱構造				
Ⅳ、Ⅴ	窓、引戸又は框ドア	金属・プラスチック(木)複合構造又は金属製熱遮断構造	低放射複層ガラス (A6)	全方位	レースカーテン	0.47
			遮熱低放射複層ガラス (A6)	全方位		0.43
		金属製	低放射複層ガラス (A6)	全方位	レースカーテン	0.47
			遮熱低放射複層ガラス (A6)	全方位		0.43
	ドア	金属製、扉:断熱充填フラッシュ構造				

※日射遮蔽物の空欄は、対策の必要はありません。

住宅の省エネルギー基準の解説書第3版を基に作成しております。仕様検討の際には、開口部メーカーに適合する製品をお問い合わせください。

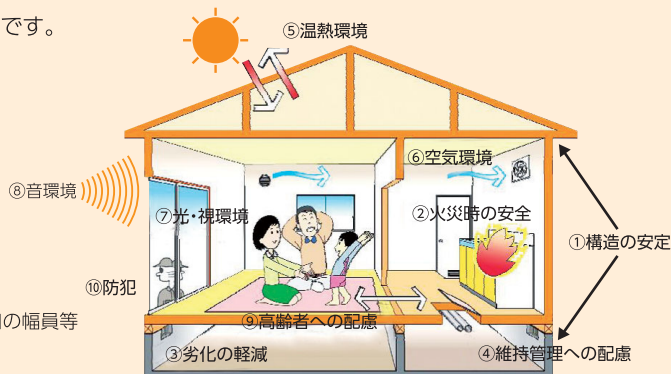
各制度の必要な断熱性能と、優遇やメリット、申請方法等をご紹介します。

住宅性能表示制度

ポイント

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」消費者がより安心して良質な住宅を取得できるようにした法律です。住宅の下記10項目の性能を共通に定められた方法を用いて客観的に第三者が評価（等級表示）する制度です。

- ①構造の安定：壁量、壁の配置のつりあい等
- ②火災時の安全：感知警報装置、延焼のおそれのある部分の耐火時間等
- ③劣化の軽減：防腐・防蟻措置、床下・小屋裏の換気等
- ④維持管理への配慮：地中埋設管の配管方法等
- ⑤温熱環境：躯体・開口部の断熱等
- ⑥空気環境：居室の内装の仕様、換気措置等
- ⑦光・視環境：居室の床面積に対する開口部面積の割合
- ⑧音環境：サッシ等の遮音等級
- ⑨高齢者への配慮：部屋の配置、段差の解消、階段の安全性、手すりの設置、通路・出入口の幅員等
- ⑩防犯：戸及び錠、サッシ及びガラス、雨戸等の侵入防止対策



優遇・メリット等

●新築住宅の契約に関する瑕疵担保責任の強化（義務）

基本構造部分（構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分：基礎・壁・柱・筋交い・床・屋根・窓・外壁など）の瑕疵には、10年間無料で補修請求できます。

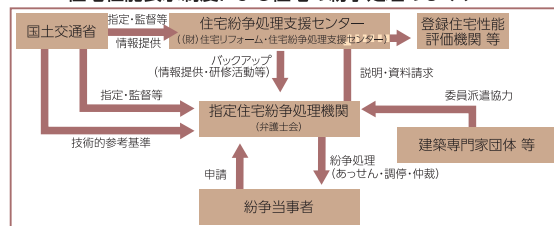
●住宅性能を共通のものさしで評価（任意）

右表（例、省エネルギー対策等級）のように明確になりました。

●住宅紛争処理体制の整備（登録住宅性能評価機関による評価）

住宅性能表示制度を活用した住宅は、指定住宅紛争処理機関に申請することで紛争処理を迅速かつ適正に進めることができます。→指定住宅紛争処理機関が利用できない場合（住宅性能表示対象外）は、住宅紛争処理支援センター（Tel 03-3556-5174）へ相談できます。

住宅性能表示制度による住宅の紛争処理のしくみ



温熱環境	住宅性能表示	対策の程度	省エネ基準
省エネルギー対策	等級4	エネルギーの大きな削減	H11年基準
	等級3	一定程度の削減	H4年基準
	等級2	エネルギーの小さな削減	S55年基準
	等級1	その他（無断熱）	—

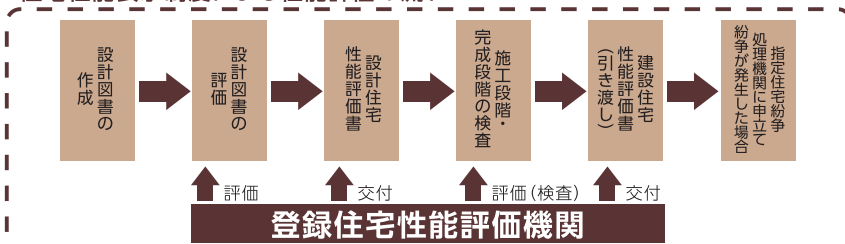
申請手続き

住宅の性能評価を受けようとする者（申請者）は、設計住宅性能評価と建設住宅性能評価のそれぞれの段階において、評価機関に申請します。評価機関が交付する住宅性能評価書には、国土交通省令で定められた標章（マーク）が付されます。

設計住宅性能評価書のマーク



住宅性能表示制度による性能評価の流れ



建設住宅性能評価書のマーク



- 住宅瑕疵担保履行法：消費者に新築住宅を引き渡す「建設業者」や「宅建業者」は、住宅瑕疵担保責任保険の加入又は保証金の供託（資力確保措置）が義務化されています。

フラット 35S

ポイント

優良住宅取得支援制度(フラット35S)とは、省エネルギー性などに優れた住宅を取得される場合に、お借入金利を優遇する制度です。フラット35の技術基準に加えて、次の1から4の基準のうち、いずれか1つ以上の基準を満足している住宅であることが必要になります。

1.省エネルギー性

2.耐震性

3.バリアフリー性

4.耐久性・可変性

フラット35S、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の他にフラット35S(中古タイプ)があり、中古住宅特有の基準を満たすことで当初10年間の金利を年0.3%引下げられます。

基準	フラット35S
1	省エネルギー対策等級4に適合する住宅
2	耐震等級2以上に適合する住宅又は免震建築物
3	高齢者等配慮対策等級3以上に適合する住宅
4	劣化対策等級3、及び維持管理対策等級2以上
基準	フラット35S(20年金利引下げタイプ)
1	「住宅事業建築主の判断基準」に適合する住宅
2	耐震等級3に適合する住宅
3	高齢者等配慮対策等級4又は5に適合する住宅
4	長期優良住宅

優遇・メリット等

当初10年間又は当初20年間(平成24年3月31日までの時限措置)の金利を年0.3%*優遇されます。

『金利優遇の効果』住宅金融支援機構の資料より計算モデルケース
借入額3000万円、金利3.0%、35年元利 均等支払いの場合

通常の(フラット35)の場合／ 月々のご返済額 **115,455円**

↓
総支払額 **48,490,768円**

※「明日の安心と成長のための緊急経済対策」

フラット35Sを平成22年12月31日までにお申し込みの場合、当初10年間は、年1.0%金利優遇(20年金利引下げタイプは11年目以降、20年まで0.3%の金利優遇)

フラット35S

当初10年間 年0.3%優遇

当初10年間の月々のご返済額 110,491円
11年目以降の月々のご返済額 114,213円
総支払額 47,522,961円
フラット35と比較して約97万円お得!

フラット35S(20年金利引下げタイプ)

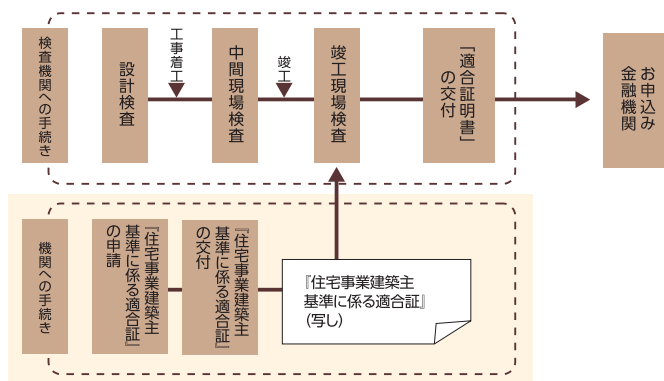
当初20年間 年0.3%優遇

当初20年間の月々のご返済額 110,491円
21年目以降の月々のご返済額 112,833円
総支払額 46,827,764円
フラット35と比較して約166万円お得!!

申請手続き

物件検査の流れ

住宅が技術基準に適合していることについて、検査内容に応じて、適合証明検査機関(適合証明機関検索ページ：www.flat35.com)が物件検査を行います。ここで、「適合証明書」の交付を受け、お申込み金融機関へ提出します。フラット35S(20年金利引下げタイプ)の省エネルギー性の物件検査は、別途、登録建築物調査機関からの「住宅事業建築主基準に係る適合証」の添付が必要です。



- フラット35**: 借り入れたときの金利が全返済期間(最長35年)を通じて変わらないもの(長期固定金利住宅ローン)。技術基準は住宅金融支援機構の仕様書によります。省エネルギーの要件は、等級2(S55年/旧省エネ基準)です。
- フラット50**: 長期優良住宅の認定を受けた住宅について、償還期間の上限を50年間とするものです。

長期優良住宅

ポイント

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」“いいものをつくって長く大事に使う”をコンセプトに住宅の長寿命化を目指した法律です。この法律は**長期優良住宅**の認定制度で、国が定めた次の基準を満たす事を地方公共団体が認定して、減税措置などの金融メリットを与えて普及を促しています。また、将来的には中古住宅市場の活性化も目指します。

認定基準(平成21年国土交通省告示209号)木造住宅の場合

性能項目等	認定基準	建て方	
		一戸建ての住宅	共同住宅等
劣化対策	劣化対策等級「等級 3」 + 床下、小屋裏点検口の設置及び床下有効高さ 330mm 以上	○	○
耐震性	耐震等級「等級 2」	○	○
可変性	躯体天井高さ 2.650mm 以上		○
維持管理・更新の容易性	維持管理対策等級「等級 3」	○	○
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級「等級 3」		○
省エネルギー対策	省エネルギー対策等級「等級 4」	○	○
住戸面積	床面積の合計が 75 m ² 以上	○	○

優遇・メリット等

住宅ローン減税 「長期優良住宅」を取得する場合、住宅ローン減税の控除率が1.2%（一般住宅1%）

住民税 住宅ローン減税で所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除（上限9.75万円）

住宅の長寿命化促進税制 長期優良住宅の認定を取得した住宅に対して、登録免許税、不動産取得税、固定資産税を軽減

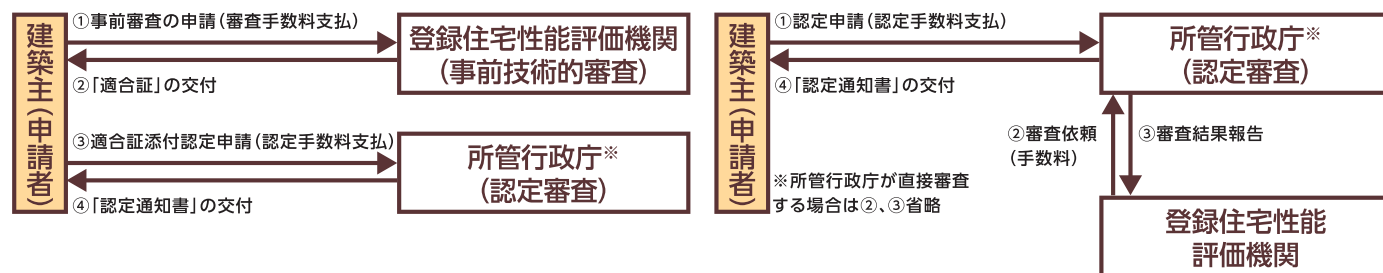
投資型減税措置 自己資金で長期優良住宅を建てる場合の減税措置（控除しきれない場合次年度に繰越可、上限100万円）

住宅ローン減税

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の 限度額	控除率	最大控除額
2009～2011	10年間	5000万円	1.2%	600万円
2012	10年間	4000万円	1.0%	400万円
2013	10年間	3000万円	1.0%	300万円

申請手続き

所管行政庁は申請者から必要な添付図書を添えて申請があった場合、認定審査を行います。申請者はあらかじめ登録住宅性能評価機関に技術的審査を依頼し、認定基準に適合する「適合証」の交付を受けて所管行政庁に提出できます。



住宅省エネラベリング制度

ポイント

住宅省エネラベリング告示(平成21年国土交通省告示634号)に基づき、次の基準について適否を表示する制度で、第三者評価と自己評価があります。

①総合省エネ基準「住宅事業建築主の判断基準」への適合を表示

専用ホームページ <http://ees.ibec.or.jp>

一次エネルギー消費量を算定して目標基準を達成しているか確認してください。

②断熱性能基準「平成11年省エネ基準」への適合の可否を表示

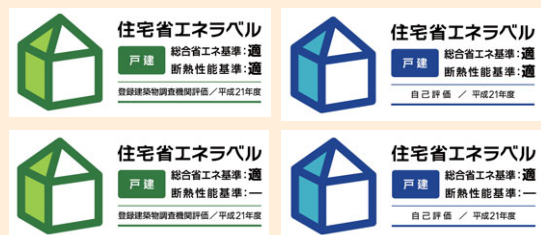
「住宅省エネラベル」の種類

評価者の別と省エネ基準の適否の別で4種類あります。(右図)

住宅省エネラベルのダウンロード先

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000011.html

第三者評価は登録建築物調査機関が行います。



※自己評価は、一戸建ての住宅を建築する事業者であれば誰でも算定表示ルールに基づき自ら表示することが可能です。

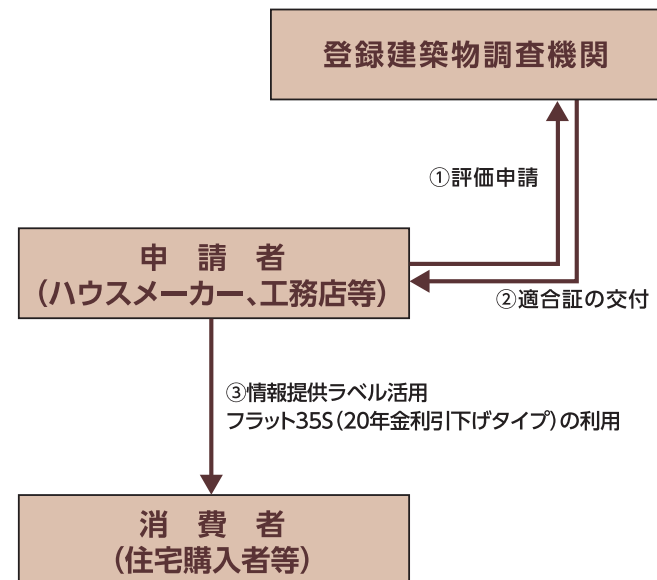
優遇・メリット等

- 住宅省エネラベルを、広告、パンフレット等に表示することができます。
- 住宅事業建築主基準に係る適合証(登録建築物調査機関交付の住宅省エネラベル)でフラット35S(20年金利引下げタイプ)の優遇が可能です。

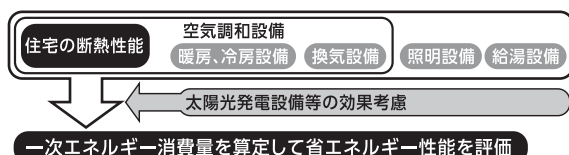
申請手続き

評価対象の住宅は、一戸建ての新築住宅(未入居であり、工事完了後1年未満のもの)のみです。共同住宅や店舗併用住宅は評価できません。

●評価業務の基本フロー



- 住宅事業建築主の判断の基準:住宅の省エネルギー性能をより効果的に高めることを目的に、従来の断熱性能に加え、空気調和設備、給湯設備等の建築設備を総合的に評価する基準です。



住宅版エコポイント制度

ポイント

平成21年12月8日に、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、平成21年度第2次補正予算の成立を条件として、住宅版エコポイント制度が創設されました。住宅建築の際、省エネルギー性能が高い断熱材や窓を取入れた場合に、省エネ・環境配慮に優れた商品や商品券など様々なサービスと交換可能なエコポイントを取得できます。

エコポイント発行の対象となる工事

①エコ住宅の新築

- ・省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準(省エネ対策等級4)を満たす木造住宅

◆エコポイント発行対象期間:平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの
平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了・引渡したもの

②エコリフォーム

- ・窓の断熱改修(ガラス交換、内窓の新設、窓交換)
- ・外壁、屋根・天井、又は床の断熱改修(各部位ごとに、一定量の指定断熱材を用いる断熱改修:エコポイントは、各部位ごと発行)
※断熱改修にあわせてバリアフリー改修を行う場合、ポイントが加算されます。

◆エコポイント発行対象期間
:平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事に着手したもの
平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了・引渡したもの

エコリフォーム(一戸当たり)
グラスウール等の最低使用量(m³)

	外壁	屋根・天井	床
一戸建て	6.0	6.0	3.0
共同住宅等	1.7	4.0	2.5

優遇・メリット等

- 発行ポイント数
- ・エコ住宅の新築1戸当たり30万ポイント
- ・エコリフォーム(一戸当たり)外壁10万ポイント、屋根・天井3万ポイント、床5万ポイント

申請手続き

エコポイントを申請する場合、エコ住宅の新築では、登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書」などが必要です。エコリフォームでは、開口部の性能証明書、断熱材施工証明書、工事証明書などが必要となります。

- 申請方法:住宅の所有者(建築主等)が、エコポイント事務局に申請書を直接郵送するか、受付窓口※に持参してください。



※全国約3800箇所の住宅瑕疵担保責任保険取次店

- トップランナー基準(住宅事業建築主の判断基準):年間150戸以上の戸建売住宅を供給する住宅事業建築主に求められる水準で、躯体の断熱性能と設備性能のトータル(エネルギー消費量)で評価され、平成20年時点の一般的な設備を設置した住宅と比べて、おおむね10%削減に相当する水準です。

型式認定取得済み! 等級4が今すぐお手元に。

ハウスロンeキューズは住宅型式認定を取得しております。

これは、品確法に基づき日本住宅性能表示基準に従って、トレードオフ規定を取入れた省エネ対策等級4を認定されたものです。この認定仕様と確かな施工技術によって、価値ある住まいが実現します。

ハウスロンeキューズ R2.8 工法

第 09EL632 号 等級4
第 09EL633 号 等級4 → P.4 パターン1 が認定の一例

工 法	木造軸組構法
地 域	Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域
性 能	壁の断熱性能アップ型
仕 様	ハウスロンeキューズ EQS 系 105 mm



ハウスロンeキューズ R2.3 工法

第 09EL585 号 等級4 → P.4 パターン2 が認定の一例

工 法	木造軸組構法
地 域	Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ地域
性 能	開口部の断熱性能アップ型
仕 様	ハウスロンeキューズ EQL 系 105 mm



パラマウント硝子工業株式会社

詳細につきましては、最寄の営業所までお問合せください。

〔本 社〕 福島県 〔工 場〕 長沼・鈴鹿

〔東北支店〕 青森出張所	青森県青森市問屋町2-13-6	〒030-0131	☎017(764)1370	☎017(764)1378
北東北営業所	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南1-4-7	〒020-0891	☎019(637)9988	☎019(637)9980
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区本町2-1-8(第一広瀬ビル)	〒980-0014	☎022(227)4741	☎022(267)1028
郡山出張所	福島県須賀川市木之崎大ヶ久保24-4	〒962-0122	☎0248(68)1038	☎0248(68)1039
〔東京支店〕 東京北営業所	さいたま市南区南浦和3-33-16(C.Sビル)	〒336-0017	☎048(871)3500	☎048(871)3505
東京営業所	東京都千代田区九段北4-1-28(九段ファーストブレイス)	〒102-0073	☎03(3514)3700	☎03(3514)3737
〔西日本支店〕 名古屋営業所	愛知県名古屋市中区錦1-17-13(名興ビル)	〒460-0003	☎052(211)6300	☎052(220)1782
大阪営業所	大阪市中央区高麗橋4-3-10(日生伏見町ビル新館)	〒541-0043	☎06(6231)4428	☎06(6233)8332
広島出張所	広島市南区東荒神町3-35(広島オフィスセンタービル)	〒732-0805	☎082(264)1126	☎082(506)3354
福岡営業所	福岡市博多区中洲5-5-13(KDC福岡ビル)	〒810-0801	☎092(282)8788	☎092(282)8784
〔特販グループ〕	東京都千代田区九段北4-1-28(九段ファーストブレイス)	〒102-0073	☎03(3514)3715	☎03(3514)3737

パラマウント硝子工業ホームページ <http://www.pgm.co.jp> 硝子繊維協会ホームページ <http://www.glass-fiber.net>